

令和6年能登半島地震からの復興に向けた観光DX化実証事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年能登半島地震により、能登地域を中心に交通インフラや観光地の多くが大きな被害を受け、従来の紙媒体による観光マップやガイドブックなどの観光資料では、日々変化する被災地の観光情報を正確に発信することができないことから、震災からの復旧、復興に向けては、デジタル技術を活用した迅速かつ正確な情報発信が求められている。

また、今後、本件の観光産業の持続、発展を図るためには。デジタル技術を活用した観光DXの推進が必要となっている。

このため、（公社）石川県観光連盟では、能登を中心にデジタルマップをインターフェースとしたデジタルプラットフォームを構築し、観光DXを推進するための実証事業を実施する委託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 名称

能登半島からの復興に向けた観光DX化実証事業業務

(2) 内容

別添「能登半島からの復興に向けた観光DX化実証事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 期間

契約締結の日から令和7年2月28日（月）まで

(4) 委託予定金額

17,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 スケジュール（予定）

項目	日程
ほっと石川旅ねっとから公告	令和6年9月 2日(月)
プロポーザル参加の申込受付期限及び提出資料等に関する質問受付期限	〃 9月 9日(月) 17時まで
質問に対する回答	〃 9月11日(水) 17時頃
提案書提出期限	〃 9月19日(木) 17時まで
審査結果の通知	〃 9月下旬
委託契約の締結	〃 9月下旬

4 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本提案実施に係る告示開始日において、石川県競争入札参加資格の停止期間中でな

いものであること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 本提案実施に係る告示開始日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。

(6) 当観光連盟の会員である者または公示時点で会員申請を行っている者。

5 提案書の提出方法等

仕様書案を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 提案書の内容（様式任意、以下について記載すること）

- ・ デジタルマップに掲載する情報の収集方法
- ・ デジタルマップの外部への発信方法
- ・ 提案者の概要、強み
- ・ 実施スケジュール及び業務実施体制
- ・ 本事業の実施に関わる関係者の履歴書
- ・ 能登地域における事業の実施実績
- ・ 石川県内のDX化に向けた取組の実施実績
- ・ 参考見積（概算）

→業務の実施に当たり、企画・提案、権利関係にかかる経費およびその他の経費（打合せにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。
また、仕様書の「4 委託業務の内容（5）その他留意事項」の項目ごとに経費の内訳を示すこと

→全体のスケジュールは以下を参考にする事。

作業項目	2024年						2025年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
運営事業者検討			プロポーザル実施					
デジタルマップ作成				デジタルマップ作成				
デジタルマップ修正						デジタルマップ修正		
プロモーション						プロモーションの実施		
スタンパリーの準備				スタンパリー準備				
スタンパリーの実施						スタンパリー実施		
分析						マップ利用・プロモーションについて定期的に分析		
報告							事業報告作成	

※実証事業の期限2025年2月28日までであり、3月は報告書修正の予備日として考えること。

(2) 作成要領

- ・ 提案書は、会社名の記載が無いものを1部、記載の有るものを1部（表紙に会社名、部署名、担当者名を明記）PDFのデータ形式で提出すること
- ・ 見積書は提案書内に入れ込むこと

(3) 参加の意思確認

別紙様式1を参考に令和6年9月9日(月)17時までに、電子メールで行うこと

(4) 質問の受付及び回答

- ① 提出資料等に関する質問がある場合は、令和6年9月9日(月)17時までに、電子メール(文書)により提出し、件名は「業務委託質問」とすること
※電話等での質問は原則受け付けない
- ② 質問に関する回答については、上記(3)で、参加の意思を明らかにした事業者全員に対し、一括して電子メール(PDFファイル)で行う

(5) 提案書の提出期限

令和6年9月19日(木)17時(必着)※期限内に提出のない場合は不参加とみなす

(6) 提出方法

以下のメールアドレスに電子メールで送付すること

<アドレス>

i-kankorenmei@pref.ishikawa.lg.jp

(7) 留意事項

- ・ 一提案者が複数の提案をすることは認めない
- ・ 資料提出後の追加・訂正は認めない
- ・ 提出された書類は、返却しないものとする
- ・ 提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある

6 提案書の審査について

(1) 実施方法

各事業者から提出された提案書を、審査委員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた提案書を提出した事業者を選定する。なお、書類審査とし提案者からのプレゼンテーション等は実施しない

<審査基準>

① 的確性

- ・仕様書を的確に踏まえ、事業の目的に結び付くよう具体的に提案されているか
- ・提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか

② 実現性

- ・費用対効果に優れ、具体的で実現性の高い提案となっているか
- ・具体的な効果が見込める提案がなされているか

③ 独創性

- ・提案事業者ならではのノウハウや知識・経験を活かした創意工夫や独自性が見られ、地域や事業者の収益に繋がる持続可能な取組が盛り込まれているか

④ 実施体制

- ・被災地域の事情に深い理解を持ち、事業者と対面で業務を実施できる人員を複数名配置できるなど、被災地での業務を円滑に実施できる能力があるか
- ・各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか

⑤ 地域に対するDX化への貢献

- ・過去の取組で地域に対するDXへの貢献が認められるか。また、本件および今後の取組において地域に対するDXへの貢献が期待できるか。

(2) 審査内容は公表しない

(3) 審査結果は別途通知するが、異議の申し立ては認めない

7 提案にかかる失格要件について

次のいずれかに該当した者は、提案参加の資格を失う

- ・本実施要領に定める条件や規定に従わないとき
- ・あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ・その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

8 委託契約の締結

- (1) 上記6により選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、（公社）石川県観光連盟と契約を締結する。なお、当該事業者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う

- (2) 契約締結の協議においては提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、提案書の内容の追加、変更または削除を求めることがある

<連絡先>

（公 社）石川県観光連盟

住 所：金沢市鞍月1丁目1番地

電 話：076-201-8112

FAX：076-201-8280

メール：i-kankorenmei@pref.ishikawa.lg.jp